

令和5年7月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

予 算 案 2 件

条 例 案 1 件

報 告 2 件

以 上 5 件

7月市議会臨時会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第65号 豊橋市災害見舞金条例の一部を改正する条例

(福祉政策課)

令和5年6月2日に発生した災害について、市民等に支給する災害見舞金等の額を増額するほか、今後の災害についても同様の支給をするため、現行条例の一部を改正するもの

○災害見舞金等の増額

支給要件	災害見舞金等の額	
	改正後	改正前
被災者が死亡し、又は死亡したと推定される時	20万円	10万円以内
被災者が、1週間以上にわたり入院加療を必要とする負傷をした時	5万円以内	3万円
自己の居住の用に供する住宅又は家財が滅失した時	15万円	6万円
自己の居住の用に供する住宅又は家財が半壊し、半焼する等著しく損傷した時	7万円	3万円
浸水が自己の居住の用に供する住宅の床上以上に達した時	5万円	1万円

(公布の日から施行し、令和5年6月2日から適用)

[報 告]

報告第18号 専決処分の報告について

(納税課・子育て支援課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている母子父子寡婦福祉資金貸付金の保証債務の履行を求める訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

母子父子寡婦福祉資金貸付金の保証債務の履行

専 決 年 月 日	令和5年6月28日
事 件 の 概 要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る保証債務を履行しないため、当該保証債務の履行を求める訴えを豊橋簡易裁判所へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納件数 1件

※「令和5年報告第3号専決処分の報告について」において民事調停を申し立てたところ、調停が不成立となったため、訴えを提起したもの

(道路維持課・土木管理課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和5年7月3日
(2) 損害賠償の額 118,734円
(3) 事故の概況 令和5年5月15日午後2時頃、豊橋市賀茂町字比丘尼谷79番1地先の路上において、相手方所有の高所作業車を本市職員(建設部道路維持課)が運転し、方向転換しようとして後退したところ、右後輪が道路のり面に落下し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和5年7月4日
(2) 損害賠償の額 33,000円
(3) 事故の概況 令和5年6月4日午後10時36分頃、豊橋市大岩町字火打坂5番7地先の市道上において、相手方所有の普通乗用自動車が行中、大雨の影響で外れていた側溝蓋に接触し、相手方車両が損傷したもの
(豊橋市過失割合 30%)

- 3 (1) 専決年月日 令和5年7月4日
(2) 損害賠償の額 120,186円
(3) 事故の概況 令和5年6月13日午前5時頃、豊橋市大村町字川原81番1地先の市道上において、相手方所有の普通乗用自動車が行中、舗装の塊が跳ね上がり、相手方車両が損傷したもの
(豊橋市過失割合 100%)